

(案)

第 2 4 号

平成29年7月 日

1

2

3 神戸市長 久元 喜造 様

4

神戸市環境影響評価審査会

5

会長 武 田 義 明

6 平成 29 年 5 月 29 日，神戸市環境影響評価等に関する条例第 8 条の 7
7 第 2 項の規定に基づき，市長から意見を求められた「(仮称) 神戸山田太
8 陽光発電所建設事業 環境影響評価事前配慮書」(以下「配慮書」という。)
9 について，慎重に審議を重ね，下記のとおり結論を得たので，ここに環
10 境の保全の見地からの意見を述べる。

11

12

記

13

14 I はじめに

15 (仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業は，神戸市北区山田町におい
16 て，発電出力40MWの太陽光発電所の建設を行おうとするものである。

17 神戸市環境影響評価審査会においては，本事業の実施による環境影響
18 に関し，配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議すると
19 ともに，現地調査を実施し，意見をとりまとめた。

20 市長は，この意見を勘案し，環境に及ぼす影響が最小限となるよう，
21 事業者を適正に指導することが必要である。

22

1 II 意見

2 1 全般的事項

3 (1) 事業計画の検討

4 ア 本事業は、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づき、
5 緑地の育成区域に指定された区域内で実施されることから、
6 自然環境への影響を可能な限り回避又は低減した事業計画を検討する
7 必要がある。

8 イ 事業実施区域周辺に住居が存在することも踏まえ、配慮書に
9 記載した複数案に限らず、周辺の住居等からの景観に配慮した
10 太陽光パネルの配置を検討するとともに、住民からの意見に十分
11 に配慮した事業計画を検討する必要がある。

12 ウ 事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合、環境に悪影
13 響が生じる恐れがあることから、太陽光発電設備の利用終了後
14 に当該設備が確実に撤去されるよう、事業の早期段階からの太陽
15 光発電設備の廃棄費用の調達を含めた事業計画を検討する必要
16 がある。また、太陽光発電設備の撤去後の植生回復等も含めて、
17 事業計画を検討することが望ましい。

18 (2) 環境影響評価の実施の方針

19 環境影響評価手続の実施事例に限らず、既に運転が開始されてい
20 る太陽光発電事業における環境影響の事例を可能な限り調査し、そ
21 の知見等を活用して、調査・予測・評価を実施する必要がある。

22 (3) 災害時の対策

23 太陽光発電所の供用後は、管理者等が常駐しないことが想定さ
24 れるが、そのような場合においても、土砂災害等の発生を早期に
25 発見できる体制の構築を検討する必要がある。

26

27 2 個別的事項

28 (1) 大気質

29 造成工事の実施に伴い発生する粉じんについて、周辺住居への
30 影響を可能な限り回避又は低減するための措置を検討する必要が

1 ある。

2 (2) 水質

3 事業実施区域及びその周辺地域に、ため池や水道水源等が存在
4 することから、土地の改変に伴う雨水の流出量の変化等について、
5 調査・予測・評価を実施する必要がある。また、集中豪雨時にお
6 ける濁水対策についても万全を期する必要がある。

7 (3) 地盤

8 本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うこと
9 から、地盤の安定性に関する調査・予測・評価を実施する必要が
10 ある。

11 (4) 植物・動物

12 ア 本事業は大規模な自然地の改変を伴うため、希少種を含めた
13 植物・動物について、適切に調査・予測・評価を実施する必要
14 がある。特に、事前配慮段階における調査の結果、事業実施区
15 域内の水辺環境に様々な種類の水生昆虫が生息している可能性
16 があることから、年間を通じて適切な時期に調査を行う必要が
17 ある。

18 イ 調査の結果、希少種をはじめとする植物・動物の生育・生息
19 環境への影響が認められた場合は、移植等の代償措置の検討に
20 優先して、それらの影響を回避又は低減するための措置を検討
21 する必要がある。やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合
22 は、あらかじめ移植後の維持管理方法を検討しておく必要があ
23 る。

24 ウ 太陽光パネルの反射光が鳥類の生育環境に及ぼす影響につい
25 ても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

26 エ 太陽光パネルの温度上昇による植物・動物への影響について、
27 調査・予測・評価を実施する必要がある。

28 オ 本事業の実施が特定外来生物の侵入拡大につながらないように、
29 適切な対策を検討する必要がある。

30 (5) 景観

1 ア 太陽光パネルの設置場所を視認できる範囲を把握した上で、
2 周辺住民の生活に密着した地点や事業実施区域を遠望できる地
3 点等、適切な眺望点を選定し、調査・予測・評価を実施する必
4 要がある。また、周辺道路からの景観についても、調査・予測・
5 評価を実施することが望ましい。

6 イ 自然環境の季節的变化や太陽光パネルの反射光による影響も
7 含めて、調査・予測・評価を実施する必要がある。

8 (6) 地球温暖化

9 森林の消失による環境影響のみならず、太陽光発電による二酸
10 化炭素排出量の削減効果も含めて、調査・予測・評価を実施する
11 必要がある。また、建設機械の稼働や工事車両の運行に伴う影響
12 についても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

13 (7) その他

14 太陽光パネルの温度上昇による周辺住民の生活環境への影響に
15 ついて、調査・予測・評価を実施する必要がある。